

全国建設労働組合総連合 発表資料

社整審・第16回建築環境部会
全国建設労働組合総連合 報告

2018.10.29 徳森 岳男

はじめに

全国建設労働組合総連合は53県連・組合で約62万人の組合員が在籍し、うち大工登録は12万5000人となっている。内訳では工務店経営者、工務店棟梁、社員大工、手間請け大工、建築士（兼任）などである。その中でも特に戸建住宅（300㎡未満）年間着工戸数4戸以下の事業者が多く、国交省の施工規模別の統計資料で示された戸建住宅の省エネ基準適合率39%、誘導基準適合率27%について、おおむね近い数字と思われる。

1、町場で省エネ基準に適合する住宅着工がすすまないいくつかの理由

工務店は省エネ基準がユーザーのメリットとして決定的に魅力的なものと感じていないため無理に勧めない、ユーザーの総予算に合わせ省エネ基準に適合しない仕様で見積る、費用負担増（坪3万5千～4万円増）による基準適合のメリットが説明出来ない、UA値 η 値をユーザーに説明すると工務店のエゴと思われる、温暖地・海沿い・多雨地域などでは断熱より通気が建物にとっても良いものと考えているなどである。

2、消費者に住まい方や価値観を超えた省エネのメリット宣伝を

消費者の消費エネルギー量は省エネ基準を満たした住宅であっても設備機器の使いこなし方、暮らし方等によって変わる。そのため省エネ＝節約とも解される場合があるなど個人の価値観によって捉え方はまちまち。したがって「断熱性能を高くすると四季や一日を通じて室内の温度変化をおさえることが容易になる」から「急激な温度変化に不安を持つ皆様におすすめ」といった健康志向にそったメリットを訴えることが素直と思われる。

3、現状で一般住宅に省エネ適合義務化を課す場合の問題点等

- ①伝統木造については省エネ基準への適合が難しく、配慮が必要
- ②現場において、設計図書どおりに省エネ基準に適合する住宅が建設されることを担保する仕組みが必要
- ③厳密な外皮計算をしても暮らし方次第で効果が曖昧になるとすれば、むしろ計算の簡易化を図り広く推進を図る方が現実的である。
- ④気候・地域に根ざした住宅とするため設計の自由度を確保する観点からユーザーが省エネ基準への適合を不要と思っている場合もあり、義務化することに消費者からの反発も想定される
- ⑤省エネ基準への適合のため、断熱材、サッシ、ガラス等の材料の供給が不足し、住宅が造れなくなることが懸念される
- ⑥省エネ施工や省エネ基準に慣れていない中小零細工務店が数多く存在している中、確認機関などの審査対応の遅れなどから建築不況発生等の不安がある。

4、規制を考える上では

省エネ基準適合を促していくことは良いことであるが、省エネ施工や省エネ基準に慣れていない中小零細工務店が数多く存在しており、いきなり着工禁止とせず段階を踏んだ対応を考えてほしい。

義務化に向けては必要性・対象の限定性・水準の妥当性・罰則の軽重の妥当性・コストや手間や時間といった多面的な検証を踏んだうえでの対応を求めたい。

また消費者にとっては、選択の余地ない省エネ施工のためのコストアップや見込まれる消費増税などのさらなる負担が一律に課されることになるうえ、それに起因する消費不況が引き起こされる懸念もあり慎重な判断をもとめたい。

5、住宅建設現場における断熱施工の現状は

- ①トップランナー基準の現場には材料は入っているが、人材は入っていない
- ②実際の建設現場では気流止めや隙間ない断熱材の充填等の施工は容易でなく、教科書通りに施工されている現場は少ない。
- ③性能評価（設計・建設）取得における第三者検査員は施工方法については何も言わない。指定材料が入っているのみ確認している。
- ④電気・設備の手戻りが出来ないので、お客様の変更に対して対応が出来ない。
- ⑤現場発泡ウレタンの吹き付けが増えている、断熱・気密まで責任施工の会社の存在やグラスウール充填断熱施工を断熱材メーカーが材工で請ける会社がある。

6、正しい断熱施工には省エネ施工技術講習会の受講推進がも求められる

正しい断熱施工を担保するには国交省が行っている省エネ施工技術講習会の継続が必要。建設キャリアアップシステムへの当該講習受講の有無の登録や経営事項審査における受講者の加点などのインセンティブの充実が求められる。

7、基準に適合する住宅の施工を社会的に推進するために求められる対策

- ①消費者も工務店等に省エネ適合住宅を依頼する環境づくり
- ②木造や省エネに精通した建築士・施工者の教育・研究機関の充実。
現場教育や関係者向けの講習だけでは社会的広がりには欠ける。大学、高専、工業高校においての建築学部・木造建築科等の設置推進及び木造・断熱などの履修科目の充実を図る必要があると考える。国産の木材利用促進及び公共建築物の木造・木質化施策とも合致する。

おわりに

木造住宅においては住宅建材の製造時のCO2放出量も加味して建築物省エネ法はあくまで建築完了後、消費者が日常の住宅内で生活する際に消費する一次エネルギーの省エネ性能基準といえる。ここに木造住宅建築に係るCO2排出量（エネルギー消費量）の削減効果を加えた総合評価が必要ではないかと考える。住宅建材1トン当たりの製造時のCO2放出量で見るとアルミ22000kg、鉄5300 kg、コンクリート120kgなのに対し国産材の天然乾燥材16kg、人工乾燥材100kgであることから、木造で住宅を建設すること自体がCO2削減に貢献しかつ省エネ対策の基盤になりえるともいえる。